

封印取付け受託者準則

(適用)

第1条 道路運送車両法(以下「法」という。)第28条の3第1項の規定により、北海道運輸局旭川運輸支局長(以下「支局長」という。)が行う封印の取付け委託に関しては、法及び同法施行規則の規定及び「封印取付け委託要領(平成18年10月4日付国自管第86号)」、「封印取付け委託要領の運用等(平成18年10月4日付国自管第87号)」によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。

(2) 有償受託者 第15条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者

(封印受払い簿)

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。

3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書(第1号様式)2通を提出しなければならない。

(営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け)

第8条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧(第3号様式)を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

(出張封印確認書)

第9条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載し

た書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則 2 通提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

第 1 0 条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月 1 0 日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書 (第 2 号様式) を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

(変更届)

第 1 1 条 受託者は、道路運送車両法施行規則第 1 2 条第 1 項の申請書に記載した事項に変更があったとき (事業場の位置に変更があったときを除く。) は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料額)

第 1 2 条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第 1 3 条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

第 1 4 条 受託者は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

2 前項の手数料の請求は、次年度 4 月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

(無償受託)

第 1 5 条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

附則

1 . 本準則は令和 6 年 9 月 2 5 日から適用する。